

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
始良市	住宅	空き家バンク制度	<p>★ 始良市における空き家の情報を提供することにより、空き家の有効活用を図り、定住の促進及び地域活性化に活かすことを目的としたものです。</p> <p>【事業の流れ】</p> <p>①賃貸・売却物件の登録 賃貸・売却物件の登録希望者は、市へ登録申込書を提出する。</p> <p>②現地調査 市の担当者と当事業者が現地の物件を確認。所有者も同行。(代理可)</p> <p>③空き家バンク登録・情報提供 調査後、物件台帳へ登録し、市のホームページ及び窓口で広く情報を提供する。</p> <p>④物件の交渉・契約 入居希望の申し出があれば、所有者へ連絡する。契約交渉は、仲介業者・所有者・利用希望者の3者で行う。</p> <p>【登録できる物件】 ・始良市内にある、個人が居住を目的として建築した戸建て住宅で、空き家となっているもの(予定も含む)。</p> <p>【登録できる人】 ・空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる方。 ※交渉・契約の仲介業者は、始良市が協定を結んでいる宅建協会・全日本不動産協会の会員が行う。</p>
始良市	住宅	空き家リフォーム事業補助金	<p>★ 始良市内に存在する空き家の有効活用を図るため、空き家の「リフォーム」及び「家財道具等の処理・撤去」に対して補助を行います。</p> <p>①空き家リフォーム 空き家の修繕、補修、更新等にかかる費用について補助。(対象工事の費用が30万円以上であること) 補助金額は、補助対象経費の30%。ただし、限度額30万円。</p> <p>②家財道具等の撤去 空き家を利用するための不要物の撤去にかかる費用について補助。(対象工事の費用が10万円以上であること) 補助金額は、補助対象経費の30%。ただし、限度額10万円。</p> <p>【対象となる物件】 ・市内に存在する、個人が自己の居住等を目的として建築された戸建ての住宅。 ・入居予定者があり、売買契約又は賃貸契約が締結された物件。 ・既に入居者がいて申請する場合、売買契約又は賃貸契約が締結されて、3ヶ月以内の物件。</p> <p>【対象となる方】 空き家の所有者又は利用者であって、次の条件をすべて満たす方。 ・3親等内の親族間での空き家の売買若しくは賃貸等でないこと。 ・補助金の交付を受けようとする者に市税等の滞納がないこと。 ・地域の活性化の推進に協力する意思を有していること。</p> <p>【要件】 ・市内の施工業者がリフォームを行うこと。 ・リフォーム後3年間は、空き家の転売及び処分を行わないこと。 ・事前に申請し、補助金交付決定後に着工すること。 ・補助金の申請年度内にリフォーム等及び実績報告が完了すること。</p>
始良市	住宅	合併処理浄化槽設置費補助制度	<p>★ 川や海をきれいにするために、生活排水対策として、トイレの汚水だけでなく、台所や洗濯などの雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽(新設を除く。)を設置する場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。</p> <p>※補助金交付申請は、必ず浄化槽設置前に行わなければなりません。設置後の申請は、認められません。</p> <p>【交付対象者】 地域下水処理区域や農業集落排水処理区域を除いた地域で、専用住宅または併用住宅(延床面積の2分の1以上が居住用の建物)に10人槽以下の合併処理浄化槽(新設を除く。)を設置しようとする個人の方(販売を目的とするものなど、条件により対象外となるものがあります)。</p> <p>【対象となる浄化槽】 生物学的酸素要求量(BOD)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/リットル以下の機能を有するもの。その他、始良市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に規定する機能を有するもの。</p> <p>【補助金の限度額】</p> <p>①単独処理浄化槽または汲み取り便槽からの転換 5人槽:387,000円 6~7人槽:469,000円 8~10人槽:603,000円</p> <p>②合併処理浄化槽の設置替え 5人槽:210,000円 6~7人槽:270,000円 8~10人槽:330,000円</p> <p>※単独処理浄化槽からの転換で、既存を撤去した場合、90,000円を加算 ※単独処理浄化槽または汲み取り便槽からの転換を市内業者が施工した場合、30,000円を加算</p>
始良市	住宅	定住促進住宅	<p>★ 始良市では、北山地区、山田地区、漆地区、西浦地区、小山田地区に定住促進住宅があります。それぞれ入居の条件や家賃、募集の時期等が異なりますので詳細は建築住宅課へお問合せください。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
始良市	住宅	ふるさと移住定住促進事業	<p>★ 始良市の中山間地域における、市外からの転入者、市内からの転居者に対し補助を行います。</p> <p>① 補助対象地区に新築又は築後3年未満の建売住宅を購入した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅取得補助金 50歳以下の場合200万円、50歳超65歳未満の場合100万円（土地購入経費及び、新築又は購入に係る取得費の1/2）</li> <li>・引越費用補助金 市外からの転入の場合10万円、市内からの転居の場合5万円（引越しに要した経費の1/2 ただし、その経費が5万円以上）</li> <li>・子ども補助金 小学生以下の被扶養者1人あたり30万円（限度額100万円）</li> </ul> <p>② 補助対象地区の築後3年以上の建売住宅又は中古住宅（2新等以内の所有物件を除く）を購入した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅取得補助金 50歳以下の場合100万円、50歳超65歳未満の場合50万円（購入に係る取得費の1/2）</li> <li>・住宅増改築等補助金 50歳以下の場合100万円、50歳超65歳未満の場合50万円（増改築に要した経費の1/2 ただし、その経費が50万円以上）</li> <li>・引越費用補助金 市外からの転入の場合10万円、市内からの転居の場合5万円（引越しに要した経費の1/2 ただし、その経費が5万円以上）</li> <li>・子ども補助金 小学生以下の被扶養者1人あたり30万円（限度額100万円）</li> </ul> <p>③ 補助対象地区内の賃貸住宅を借用した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃補助金 1月1万円とし、24月まで補助する（月額賃料の1/2）</li> <li>・住宅増改築等補助金 50万円（増改築に要した経費1/2 ただし、その経費が30万円以上）</li> <li>・引越費用補助金 市外からの転入の場合10万円、市内からの転居の場合5万円（引越しに要した経費の1/2 ただし、その経費が5万円以上）</li> </ul> <p>※ ①、②については5年以上継続して居住すること、③については3年以上継続して居住する</p>
始良市	就農・漁業	新規就農者奨励金事業	<p>★ 新規就農者に対し、その定着化を推進し、始良市の農業・畜産業の振興及び活性化のための奨励金制度です。</p> <p>① 新規参入農業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就農奨励金:1人(夫婦1組)20万円</li> <li>・営農奨励金:1人5万円/月(夫婦1組10万円)普通栽培24ヶ月以内、有機栽培36ヶ月以内</li> </ul> <p>② 新規後継農業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後継奨励金:1人(夫婦1組)30万円</li> </ul> <p>新規参入農業者、または新規後継農業者で次の基本的要件を満たし、就農した日から1年以内に申請書を提出した方。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 始良市内に住所があり、住んでいること。</li> <li>2 始良市内の農地で農業を営むこと。</li> <li>3 申請時に農業従事責任者が50歳以下であること(夫婦の場合はいずれかが50歳以下)。</li> <li>4 年間250日以上の上の就農日数が見込まれること。</li> <li>5 主たる生計が農業収入であること。</li> <li>6 経営状況について報告が求められた場合に速やかに報告できること。</li> <li>7 支給開始日から5年間以上農業に従事すること。</li> <li>8 始良市農業施策全般に関して協力的であること。</li> </ol> <p>※ 支給開始日から5年以内に次の要件に取り組むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の認定農業者になること。</li> <li>2 夫婦又は家族で農業を営んでいる場合は、家族経営協定を結ぶこと。</li> </ol>
始良市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 保険医療機関で支払った医療費のうち、保険診療分の自己負担額(以下、一部負担金)を助成します。高額医療費や加入保険の付加給付など、加入保険からの給付がある場合には、一部負担金からこれらを差し引いた額を助成します。ただし、ひとり親家庭等医療費助成や重度心身障害者医療費助成、生活保護に係る医療扶助など、他の医療費助成制度の対象となっている子どもは、子ども医療費助成制度の対象にはなりません。</p> <p>【助成対象】 始良市に住所を有する中学生までの子ども (15歳到達後の最初の3月31日まで)</p> <p>【助成額】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 小学生までの子ども、住民税非課税世帯の中学生の子ども 1か月分の一部負担金の合計額</li> <li>② 住民税課税世帯の中学生の子ども 1か月分の一部負担金の合計額から2,000円を差し引いた額</li> </ol>
始良市	出産・育児	子育て支援パスポート事業	<p>★ 子育て支援パスポートのステッカーが貼ってある全国の協賛事業所で、パスポートを提示するだけで割引や優待サービスを受けることができます。</p> <p>【交付対象】 始良市内に在住する妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯。パスポートの交付枚数は、1世帯につき1枚。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
始良市	出産・育児	児童クラブ	<p>★ 保護者の就労などにより、放課後の家庭保育が困難な児童(原則小学1年生から6年生の児童が対象)に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を支援します。</p> <p>開設日:原則、毎週月曜日から土曜日まで(日曜日、祝日は原則休み)</p> <p>手続き:入所申込みは、各クラブで直接受け付けています。開所時間や利用料は、クラブによって異なりますので、各クラブへお問合せください。</p>
始良市	出産・育児	地域子育て支援センター	<p>★ 子育て世帯のみなさんの育児相談や子育てサークルなどを実施して、育児不安の解消や育児支援をします。</p> <p>各園ごとに異なりますので、詳細は各園にお問合せください。</p>
始良市	出産・育児	あいら子育てサポートセンター(ファミリーサポートセンター)	<p>★ 育児の応援をして欲しい方(依頼会員)と応援したい方(提供会員)がセンターの会員となり、地域の中で、お互いに育児を支え合う活動を行う会員組織です。</p> <p>次のようなときに利用することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設まで子どもを送迎してほしい。</li> <li>・学校の放課後に子どもを預かってほしい。</li> <li>・保護者の病気や急な用事するとき、子どもを預かってほしい。 など</li> </ul> <p>【利用料金】(1時間あたり) 月～金曜日(祝日を除く)7時00分～19時00分:600円 上記以外の時間、土・日・祝日:700円 軽度の病児保育:700円</p> <p>【依頼会員の条件】 始良市在住または勤務の方、生後3ヶ月から中学生までの子どもをお持ちの方</p> <p>【提供会員の条件】 ・自宅で子どもを預かれる方 ・成人以上で健康な方 ・子どもの保育に興味があり、社会参加をしてみたい方</p>
始良市	出産・育児	特定不妊治療費助成制度	<p>★ 不妊に悩む夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図ることを目的に、「体外受精及び顕微授精」による不妊治療を受けられるご夫婦に対し、特定不妊治療費の一部を助成します。</p> <p>【助成対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしている夫婦であること。</li> <li>・夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が始良市に1年以上住所を有していること。</li> <li>・夫及び妻の前年の所得(1～5月までの申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。</li> <li>・市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、介護保険料及び国民健康保険税)を滞納していないこと。</li> <li>・妻の年齢が43歳未満。</li> </ul> <p>【対象となる治療等】 県の指定している医療機関で実施された配偶者間で行う医療保険が適用されない「体外受精及び顕微授精」、特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(TESE、MESA等)を行った男性不妊治療を助成の対象とします。 ※申請は、治療終了後1年以内。</p> <p>【助成額】 県の助成金に上乗せして、1回の治療につき10万円を限度に助成します。(妻の年齢が 39歳以下は通算6回まで、40歳～43歳は通算3回まで)ただし、過去に助成金を本市及び他の市町村から支給された方は、通算年数及び1年あたりの助成限度額から控除されます。</p>
始良市	出産・育児	あいら親子つどいの広場「あいあい」	<p>★ 3歳未満の子どもとその保護者が交流できる施設です。</p> <p>【利用できる方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満の子どもとその家族</li> <li>・妊娠中の方とその方とに同伴する方</li> <li>・子育て相談などを希望する方</li> </ul> <p>【開所日・開所時間】 月曜日～日曜日 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時 ※日曜日は時間変更あり ※祝日・年末年始はお休みです。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
始良市	出産・育児	かじき親子つどいの広場「かじきっず」	<p>★ 未就学児までの子どもとその保護者が交流できる施設です。</p> <p>【利用できる方】                      ・未就学児までの子どもとその家族                      ・妊娠中の方とその方に同伴する方                      ・子育て相談などを希望する方</p> <p>【開所日・開所時間】                      月曜日～金曜日                      午前9時30分～正午、午後1時～午後5時                      ※土・日曜日・祝日・休日・年末年始はお休みです。</p>
始良市	出産・育児	病児・病後児保育サポート	<p>★ 子どもが風邪を引いたり、熱を出したとき、仕事や急な用事でそばにいてあげられない保護者に代わり、子どもの保育と看護を行う子育て支援サポート事業です。(病児保育平成25年4月、病後児保育平成29年6月スタート)                      次のようなときに利用することができます。                      ・症状が安定している病気中の子どもを、仕事や出産、冠婚葬祭などの理由で、保護者が看護できないとき。</p> <p>市が委託した施設の「病児・病後児保育室」で保育・看護します。                      →病児保育室陽(はる)の木かげ。病後児保育室陽(はる)のそよかぜ</p> <p>【利用できる方】                      始良市在住、もしくは勤務先が始良市内の保護者の子ども、0歳児(概ね生後3ヶ月)から小学6年生まで。</p> <p>【利用料金】                      1日1,500円、半日800円(4時間以内)、食事代200円(弁当持参の場合、食事代は不要)</p> <p>【利用時間】                      月曜日～金曜日の8時30分から18時00分まで                      土曜日の8時30分から13時00分まで</p> <p>【休園日】                      日曜日・祝祭日                      お盆期間(8月13日～15日)                      年末年始(12月30日～1月3日)</p> <p>【注意事項】                      利用に際しては、事前登録が必要となります。</p>
始良市	出産・育児	始良市子育てコンシェルジュ	<p>★ 子育てに関する情報提供や必要に応じ相談できる施設です。</p> <p>【利用できる方】                      ・妊娠期から子育て期にある保護者</p> <p>【開所日・開所時間】                      土曜日～月曜日                      午前10時～午後3時</p>
始良市	出産・育児	始良市子育て応援広場	<p>★ 子育てに関する情報発信・講座の開催。</p> <p>【利用できる方】                      ・0歳児から就学前児童・保護者</p> <p>【実施日・開催場所・時間】                      月2回 イオンタウン始良 キッズパーク他 午前11時～午前11時30分</p>